

～港湾事業 附帯意見内容の考え方～（委員長私案）

本事業の目的は、青森港に不法係留されているプレジャーボートの係留・保管場所を確保するため、マリーナ等既存施設の係留保管能力の不足分を整備するものである。

県の対応方針（案）では「係留・保管能力と船舶艇数の今後の動向を見極め、工事着手の必要性を検討しながら、継続としたい」というものである。

これに対して、本審議委員会は以下の附帯意見を附す。

現段階においては、係留・保管能力の過不足を判断できる状況にはないと考える。このため平成22年度までに県の対応方針（案）を決定した上で、改めて再評価審議委員会に諮ることをもとめるものである。

なお、堤川等における不法係留船対策は、これまで以上に積極的に推進すること。